

総社市職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第26号

総社市職員定数条例等の一部を改正する条例

(総社市職員定数条例の一部改正)

第1条 総社市職員定数条例(平成17年総社市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(定義) 第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、消防機関及び水道企業の事務部局(教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を含む。以下同じ。)に勤務する一般職の地方公務員(臨時 的 任用(臨時の職に関するときに行うものに限る。))及び非常勤の職員を除く。)をいう。	(定義) 第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、消防機関及び水道企業の事務部局(教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を含む。以下同じ。)に勤務する一般職の地方公務員(臨時及び非常勤の職員を除く。)をいう。

(総社市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 総社市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年総社市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(休職の効果) 第3条 略 2及び3 略 <u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及</u>	(休職の効果) 第3条 略 2及び3 略

改 正 後	改 正 前
<p><u>び前項の規定については、第1項中「3年を超えない範囲内」及び前項中「当該刑事事件が裁判所に係属する間」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と読み替えて適用する。</u></p>	

(総社市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 総社市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年総社市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1月以上6月以下の期間、給料月額及びこれに対する地域手当の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員について、<u>報酬の額(総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年総社市条例第25号)第19条から第23条までに規定する報酬の額を除く。)</u>)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1月以上6月以下の期間、給料月額及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

(総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第4条 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年総社市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第18条 非常勤職員の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>

(総社市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 総社市職員の育児休業等に関する条例(平成17年総社市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条,項及び号の表示に下線が引かれた条,項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には,当該移動条を当該移動後条項等とし,移動後条項等に対応する移動条が存在しない場合には,当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には,当該改正部分を当該改正後部分に改め,改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には,当該改正部分を削り,改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には,当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は,次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p><u>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である者</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)まで(第2条の4の規定に該当する場合にあっては,2歳に達する日まで)に,その任期(任期が更新される場合にあっては,更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない者</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める者</u></p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)において育児休業をしている者(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては,当該末日とされた日において育児休業をしている者)に限る。)</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって,当該育児休業に係る子について,当該任期が</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は,次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2)略</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</u></p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 <u>非常勤職員の養育する子の1歳到達日</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)<u>当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)</u>から<u>育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)</u>を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、<u>当該経過する日</u></p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>て育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p>(2) <u>当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の5 略</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。</u></p> <p>(7) <u>第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4の規定に該当すること。</u></p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っている</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の3 略</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたこと</p>

改正後	改正前
<p>が、<u>当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。</p> <p>(<u>育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新</u>)</p> <p>第6条 略</p> <p>(<u>育児休業をしている職員の期末手当等の支給</u>)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 総社市職員給与条例第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に掲げる職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(<u>育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整</u>)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(<u>育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情</u>)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしな</p>	<p>により当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。</p> <p>(<u>任期付採用職員の任期の更新</u>)</p> <p>第6条 略</p> <p>(<u>期末手当等の支給</u>)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 総社市職員給与条例第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(<u>職務復帰後における給与等の取扱い</u>)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(<u>育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情</u>)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>

改正後	改正前
<p>ければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u></p> <p>ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u>とする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<u>る。</u> (部分休業を <u>している</u> 職員の給与の <u>取扱い</u>) 第21条 略 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 略 (その他) 第23条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	(部分休業を <u>する</u> 職員の給与の <u>減額</u>) 第21条 略 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 略

(総社市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 第6条 総社市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																																																																																																		
別表第1(第2条,第3条関係)	別表第1(第2条,第3条関係)																																																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">職 名</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">報 酬</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">日 額</th> <th style="text-align: center;">月 額</th> <th style="text-align: center;">年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>表彰審査委員会委員</td> <td style="text-align: center;">5,900</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>特別職報酬等審議会委員</td> <td style="text-align: center;">5,900</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>まちづくり協議会委員</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">12,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>入札等監視委員会委員</td> <td style="text-align: center;">7,500</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報 酬			日 額	月 額	年 額	略				表彰審査委員会委員	5,900			略				特別職報酬等審議会委員	5,900			略				まちづくり協議会委員			12,000	略				入札等監視委員会委員	7,500			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">職 名</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">報 酬</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">日 額</th> <th style="text-align: center;">月 額</th> <th style="text-align: center;">年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>表彰審査委員会委員</td> <td style="text-align: center;">5,900</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンプライアンス推進監</td> <td></td> <td style="text-align: center;">300,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>特別職報酬等審議会委員</td> <td style="text-align: center;">5,900</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公務災害補償等認定委員会委員</td> <td style="text-align: center;">5,900</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公務災害補償等審査会委員</td> <td style="text-align: center;">5,900</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>まちづくり協議会委員</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">12,000</td> </tr> <tr> <td>審理員</td> <td style="text-align: center;">20,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>入札等監視委員会委員</td> <td style="text-align: center;">7,500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際交流員</td> <td></td> <td style="text-align: center;">305,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報 酬			日 額	月 額	年 額	略				表彰審査委員会委員	5,900			コンプライアンス推進監		300,000		略				特別職報酬等審議会委員	5,900			公務災害補償等認定委員会委員	5,900			公務災害補償等審査会委員	5,900			略				まちづくり協議会委員			12,000	審理員	20,000			略				入札等監視委員会委員	7,500			国際交流員		305,000	
職 名		報 酬																																																																																																	
	日 額	月 額	年 額																																																																																																
略																																																																																																			
表彰審査委員会委員	5,900																																																																																																		
略																																																																																																			
特別職報酬等審議会委員	5,900																																																																																																		
略																																																																																																			
まちづくり協議会委員			12,000																																																																																																
略																																																																																																			
入札等監視委員会委員	7,500																																																																																																		
職 名	報 酬																																																																																																		
	日 額	月 額	年 額																																																																																																
略																																																																																																			
表彰審査委員会委員	5,900																																																																																																		
コンプライアンス推進監		300,000																																																																																																	
略																																																																																																			
特別職報酬等審議会委員	5,900																																																																																																		
公務災害補償等認定委員会委員	5,900																																																																																																		
公務災害補償等審査会委員	5,900																																																																																																		
略																																																																																																			
まちづくり協議会委員			12,000																																																																																																
審理員	20,000																																																																																																		
略																																																																																																			
入札等監視委員会委員	7,500																																																																																																		
国際交流員		305,000																																																																																																	

改正後				改正前			
				多文化共生推進員		300,000以内	
				出張所長		150,000	
				交通安全対策会議委員	5,900		
				交通安全対策会議特別委員	5,900		
				交通指導員			73,000
				交通安全指導員		147,000以内	
				住居表示審議会委員	5,900		
環境審議会委員	5,900			環境審議会委員	5,900		
				清音環境衛生委員	5,900		
				山手環境保全協議会委員	5,900		
略				略			
市民提案型事業審議会委員	5,900			市民提案型事業審議会委員	5,900		
				啓発指導員		127,000	
隣保館運営委員会委員	5,900			隣保館運営委員会委員	5,900		
				隣保館長		148,000	
常盤集会所運営委員会委員	5,900			常盤集会所運営委員会委員	5,900		
				常盤集会所館長		148,000	
略				略			
災害弔慰金等支給審査会委員	8,700			災害弔慰金等支給審査会委員	8,700		
				家庭児童相談員		138,000	
略				略			
介護保険運営協議会委員	5,900			介護保険運営協議会委員	5,900		
				介護相談員	5,900		
勤労青少年ホーム運営委員会委員	5,900			勤労青少年ホーム運営委員会委員	5,900		
				勤労青少年ホーム館長		156,000	
働く婦人の家運営委員会委員	5,900			働く婦人の家運営委員会委員	5,900		
				働く婦人の家館長		144,000	
				勤労者総合福祉センター所長		144,000	
略				略			
農業委員会委員候補者選考委員会委員	5,900			農業委員会委員候補者選考委員会委員	5,900		

改正後				改正前			
				まちかど郷土館長		150,000	
土木担当員			91,000	土木担当員			91,000
				樋門操作員			市長が別に定める
略				略			
水防協議会委員	5,900			水防協議会委員	5,900		
				土地区画整理審議会会長		13,000	
				土地区画整理審議会委員		12,000	
				土地区画整理事業評価員	7,300		
略				略			
学校教育環境適正化審議会委員	5,900			学校教育環境適正化審議会委員	5,900		
				幼稚園長		160,000	
				幼稚園長（兼任）		7,000	
				育成センター所長		145,000	
				補導委員		140,000	
				補導員			22,000
略				略			
学校給食センター運営審議会委員	5,900			学校給食センター運営審議会委員	5,900		
				社会教育委員			16,000
				社会教育指導員		127,000	
生涯学習推進協議会委員	5,900			生涯学習推進協議会委員	5,900		
				総合文化センター館長		167,000	
公民館運営審議会委員	5,900			公民館運営審議会委員	5,900		
				公民館長		150,000	
分館運営委員会委員			11,000	分館運営委員会委員			11,000
				分館長			101,000
				分館主事			98,000
教育集会所運営委員会委員	5,900			教育集会所運営委員会委員	5,900		
				教育集会所館長		148,000	
図書館協議会委員	5,900			図書館協議会委員	5,900		
				図書館長		167,000	

改正後				改正前			
文化財保護審議会委員	6,200			文化財保護審議会委員	6,200		
略				埋蔵文化財学習の館館長			
スポーツ推進委員	6,200			略		172,000	
略				スポーツ推進委員	6,200		
備考 略				嘱託員	市長が別に定める額	230,000以内	
				略			
				備考 略			

(総社市職員給与条例の一部改正)

第7条 総社市職員給与条例(平成17年総社市条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(主旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第17条 法第25条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げるものについては、職員の給与を支給する際、職員の給与からこれに相当する金額を控除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の福祉厚生を目的とする事業に係る経費</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第18条 略</p>	<p>(主旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第17条 法第25条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げるものについては、職員の給与を支給する際、職員の給与からこれに相当する金額を控除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の福祉厚生を目的とする物資の購入代金</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第18条 略</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「<u>割り振り変更前の正規の勤務時間</u>」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4及び5 略</p> <p>（休日勤務手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。</p> <p>3 略</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第21条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する<u>地域手当の月額合計額</u>に12を乗じ、その額を当該勤務日の属する年の算定勤務日（当該勤務日の属する年の総日数から勤務時間条例に定める週休日及び休日を除いた日数をいう。）に係る勤務時間の総和で除した額とする。</p> <p>（給与の特例）</p> <p>第30条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。</u></p>	<p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「<u>割り振り変更前の正規の勤務時間</u>」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4及び5 略</p> <p>（休日勤務手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。</p> <p>3 略</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第21条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該勤務日の属する年の算定勤務日（当該勤務日の属する年の総日数から勤務時間条例に定める週休日及び休日を除いた日数をいう。）に係る勤務時間の総和で除した額とする。</p> <p>（給与の特例）</p> <p>第30条 <u>臨時的に雇用される職員（臨時的に雇用される技能労務職員を含む。）の給与については、予算の範囲内において別に任命権者が定める。</u></p>

（総社市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第8条 総社市職員等の旅費に関する条例（平成17年総社市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに市費の適正な支出を図ることを目的とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに市費の適正な支出を図ることを目的とする。</p> <p>2 略</p>

(総社市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第9条 総社市職員の退職手当に関する条例（平成17年総社市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。<u>ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p>

改正後	改正前
<p>3 略</p> <p>(定義)</p> <p>第11条 本条から第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分 <u>法</u>第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。</p> <p>(2) 退職手当管理機関 <u>法</u>その他の法令の規定により職員の退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第18条までにおいて同じ。)の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が定める機関)をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が定める機関)をいう。</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法</u>第28条第4項の規定による失職(<u>法</u>第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者</p>	<p>3 略</p> <p>(定義)</p> <p>第11条 本条から第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分 <u>地方公務員法</u>第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。</p> <p>(2) 退職手当管理機関 <u>地方公務員法</u>その他の法令の規定により職員の退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第18条までにおいて同じ。)の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が定める機関)をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が定める機関)をいう。</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方公務員法</u>第28条第4項の規定による失職(<u>同法</u>第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2及び3 略</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>2及び3 略</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2～6 略</p>

(総社市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 総社市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年総社市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

改 正 後	改 正 前

(総社市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第11条 総社市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成30年総社市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第<u>1</u>項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。